

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、仙波糖化工業株式会社と称し、英文では Semba Tohka Industries Co.,Ltd と記載する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. カラメル、ブドウ糖の製造販売
2. 食品の製造販売
3. 食品添加物の製造販売
4. 肥料、飼料の製造販売
5. 飲食業（各種飲食物の調理販売業）
6. 農産物加工品の輸出入および国内販売
7. 前各号に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を栃木県真岡市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他のやむ得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数、単元株式数)

第6条 当社の発行可能株式総数は3,600万株とする。

(2) 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。
- (3) 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱いは、法令または本定款のほか取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(2) 会社法第309条第2項に定めることができる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(招集者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

(2) 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会の議事録)

第16条 株主総会における議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役および代表取締役)

第21条 取締役会はその決議をもって、取締役の中から取締役会長および取締役社長1名をおき、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(2) 取締役社長は当会社を代表する。

(3) 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役の中から、代表取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(2) 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(相談役および顧問)

第26条 取締役会において必要と認めるときは、相談役および顧問を置くことができる。

(社外取締役との責任限定契約)

第27条 当会社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定により、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第28条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任 期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤の監査役)

第31条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役の招集通知)

第32条 監査役の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第34条 監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第36条 当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任および任期)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(2) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(3) 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第40条 当社の剰余金の配当は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財源が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(2) 未払い配当金には利息を付けない。

(附則)

1. 定款第 17 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。
3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日にこれを削除する。